

令和4年安中市教育委員会 6月期定例会 会議録

日時 令和4年6月29日(水) 午後2時から午後3時まで

場所 安中市学習の森生涯学習施設つどいの間

出席者

【教育委員】

委員 金井 裕之

委員 中島 卯

委員 佐藤 和子

委員 高橋 恵美

【事務局】

教 育 長 竹内 徹

教 育 部 長 小黒 勝明

総 務 課 長 戸塚 政明

学校教育課長 城田 敬子

生涯学習課長 萩原 陽子

文化財保護課長 久保庭 高明

スポーツ課長 石田 典久

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。総務課長の戸塚です。

本日は、ご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

会議の開催に先立ち、連絡事項がございます。報告案件を1件追加させていただきました。ご了承ください。

それでは、会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶申し上げます。

○ 竹内教育長

\* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

○ 竹内教育長

それでは、只今から、令和4年安中市教育委員会 6月期定例会を開会します。次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 総務課長

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認をいただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 竹内教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

\* 委員から意見等が出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第4「諸般の報告」です。本会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。

あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

\* 委員から意見等が出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、日程第5「議事」に入ります。まずは、報告、承認の案件です。

報告第12号 安中市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

\* 「報告第12号」を読み上げた後、

委員の委嘱年月日は、令和4年4月1日です。今年度は委嘱替えの年に当たります。新たな任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

\* 資料に沿って、委嘱した者の「氏名」、「住所または団体等所在地」、「所属等」を読み上げた後、

17人の委員のうち、今回新規に委嘱をした方が4名、継続の方が13名となっています。

社会教育委員は、社会教育法第15条、安中市社会教育委員条例第2条で委嘱の基準等、同条例第3条で委員の定数、第4条で任期が定められています。

また、公民館運営審議会委員は、社会教育法第29条、第30条、安中市公民館条例第15条第2項で委嘱の基準等、第3項で委員の定数、第4項で任期が定められています。社会教育委員と公民館運営審議会委員の委嘱基準、定数、任期は全て同じ内容となっています。

委嘱基準は、「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する」となっています。委員の定数は20人以内で、任期は2年とする、ただし、再任を妨げないとなっています。

社会教育委員の職務は、社会教育に関する諸計画を立案すること、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること、職務を行うために必要な研究調査を行うことのほか、公民館運営審議会委員を兼務することで、公民館の各種事業の企画、実施について調査審議し、地域の課題や住民のニーズを把握して社会教育事業に反映させる役割を担っています。このことから、社会教育委員と公民館運営審議会委員を兼ねてお願いをしています。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第12号 安中市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、報告第12号 安中市社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第12号は、報告のとおり承認されました。

続いて、報告第13号 安中市図書館協議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◆ 生涯学習課長

\* 「報告第13号」を読み上げた後、

委嘱年月日は令和4年4月1日で、任期は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。

\* 資料に沿って、委嘱した者の「氏名」、「住所」、「所属」を読み上げた後、

安中市図書館協議会は、図書館法第14条、安中市図書館条例第8条に基づき設置されています。昨年度に委員の委嘱替えにより、8名の委員を2年の任期で委嘱させていただきました。

今年の委嘱については、代表者の変更に伴うものです。任期については、同条第5項に、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするという規定がありますので、残任期間の1年間となっています。

説明は以上です。

◇ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第13号 安中市図書館協議会委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

◇ 竹内教育長

無いようですので、報告第13号 安中市図書館協議会委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

◇ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第13号 安中市図書館協議会委員の委嘱については、承認されました。

続いて、議案に移ります。

議案第36号 安中市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

\* 「議案第36号」を読み上げた後、

既に報告しているとおり、令和5年4月に松井田北中学校が、松井田中学校に統合いたします。先月の定例会では、安中市立学校設置条例の一部を改正する条例について議決いただきましたが、こちらについては、6月議会において可決されました。

今回は松井田北中学校が、松井田中学校に統合することに伴い、安中市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則を改正するものです。

\* 資料により改正箇所や改正内容を説明した後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第36号 安中市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、質疑がありましたら、お願いします。

\* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第36号 安中市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について、賛成される委員の挙手を求めます。

\* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第6「その他」です。

委員の皆様や事務局から何かありますか。

\* 教育部長が、令和4年第2回安中市議会定例会及び議会全員協議会での教育委員会に関する内容について説明した。

\* 教育長が、令和4年度市町村教育委員会研究協議会について説明した。

○ 竹内教育長

それでは以上で、令和4年安中市教育委員会 6月期定例会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

\* 総務課長が、次回会議の周知を行った。

《令和4年7月期定例会》

- ・ 日時 7月27日（水） 午後2時から
- ・ 場所 松井田庁舎2階 第4会議室

それではこの後、文化財保護課の企画展をご覧いただきたいと思いますので、ご案内いたします。